令和８年（フ）第４６２５号
大阪市北区芝田２－２－27－306、住民票上の住所大阪市北区中津６丁目９番26号　ハイムアーキテクト　601号室
債務者　花井　昇吾
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　望
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１５号
大阪市中央区島之内１丁目13番５－206号
債務者　岩永　光司
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　成憲
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１６６５号
札幌市東区本町１条２丁目２番21－102号
債務者　塩田　智子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５６号
北海道千歳市勇舞８丁目６番20号　スカイピア勇舞Ｆ103号
債務者　吉田　直美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２６号
札幌市南区澄川４条７丁目７－11、住民票上の住所北海道上川郡新得町屈足柏町東２丁目２番地２
債務者　佐々木智城
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８５１号
北海道江別市文京台29番地の２　ジュリアス文京台Ａ－106
債務者　本田　卓矢
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８７９号
札幌市中央区南16条西９丁目２番12－205号
債務者　松川　直幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０５号
札幌市豊平区平岸３条８丁目８番24号　ジャルダンⅠ－203号
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９４４号
札幌市東区北28条東19丁目６番７号　ラフォーレ47－103号
債務者　伊藤　豪正
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９６２号
札幌市北区北27条西５丁目２番７号　ノースレジデンス北27条202号
債務者　三船　由理
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７５号
札幌市白石区本通17丁目北３番20－201号
債務者　浅井　茂樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２号
群馬県高崎市下佐野町29番地12
債務者　堀口　　楓
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第５９号
新潟県上越市上昭和町８番18号
債務者　高木ケイ子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第２７７号
香川県高松市香西南町481番地１　マインパレスⅡ　Ａ102
債務者　楠本　裕真
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８７号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町476番地１
債務者　新茶　光晴
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９２号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1489番地145、旧住所愛知県名古屋市緑区元徳重二丁目125番地　ダイアパレス徳重グランヒルズ408号
債務者　坂本　　優
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９４号
長崎県長崎市城山町19番11－401号
債務者　濵口　和紀
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係